京都信用金庫

京信でんさいサービス利用規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「京信でんさいサービス利用規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引いただいているお客様にも適用致します。

記

- 規定の改定日
 2023年1月10日(火)
- 2. 改定する規定(規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます)
 - ・京信でんさいサービス利用規定

以上

改訂後	改訂前
第2条(利用資格)	第2条(利用資格)
利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他 <u>、当金庫所定の</u>	利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、 <u>当金庫が掲</u>
パーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境にあるこ	<u>げる次の要件の全部を満たす者で</u> 、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約
と、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。	ができるものとします。
(省略)	(同左)
1. (削除)	1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合
	(1) 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利
	用できる環境があること
2. (削除)	(2)決済口座を当座預金に限定すること
	2. 債権者利用限定特約により利用される場合
	端末を利用できる環境にあること
第15条(決済口座)	第15条(決済口座)
1. (省略)	1. (同左)
2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口	2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口
座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし <u>ます。</u>	座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者とし
	て利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金に限定させていただきま
	<u>す。</u>
3. ~5. (省略)	3. ~5. (同左)
第25条(当金庫による解除等)	第25条(当金庫による解除等)
1. (省略)	1. (同左)
2. お客様の当座預金取引停止等重大な信用力低下が認められる場合には、当金庫はお客	
様に事前に通知したうえで、本規定に基づく利用区分の変更を行うことができます。_	
3. 当金庫が、前二項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかか	<u>2</u> . 当金庫が、 <u>前項</u> の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわ

わらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。	らず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
4. (省略)	3. (同左)
	項番号の変更のみ